

第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画に係る代用計画の策定について

1 趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による子ども・子育て支援法の改正により令和8年4月1日から乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）が創設されること及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により令和8年4月1日から満三歳以上限定小規模保育事業が創設されることから、第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画に係る代用計画を策定することについて、意見を伺うものである。

2 概要

(1) 乳児等のための支援給付に関する記載の追加

乳児等のための支援給付の創設に伴い、新たに、市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項（必須記載事項）として、「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること」が必要であることから、別添のとおり代用計画を定めようとするものである。

(2) 満三歳以上限定小規模保育事業の必要利用定員総数

小規模保育事業の定義に、保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて、当該保育を必要とする児童を保育することを目的とする施設（利用定員が6人以上19人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業（満三歳以上限定小規模保育事業）を位置付けるものとされた。

満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い、新たに、市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項（必須記載事項）として、「満三歳以上限定小規模保育事業の必要利用定員総数」を定める必要があることから、別添のとおり代用計画を定めようとするものである。

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画

市町村（特別区）名

滝沢市

（乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について）

記載事項

- 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。
- 認定こども園及び幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。

別表1-2

教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

2 各区域 (33区域)

(単位：人)

市町村	認定区分	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
滝沢市	1号 (学校教育のみ) (3～5歳)	①量の見込み	187	184	180	177	173
		②確保の内容 ※1	617	617	617	617	617
		1号 特定教育・保育施設	477	477	477	477	477
		1号 確認を受けない幼稚園	140	140	140	140	140
		1号 上記以外の確保方策					
		小計	617	617	617	617	617
		2号 特定教育・保育施設					
		2号 確認を受けない幼稚園					
		2号 上記以外の確保方策					
		小計 (A)	0	0	0	0	0
		②-①	430	433	437	440	444
		(②-A) -① ※2	430	433	437	440	444
	2号 (保育の必要性あり) (3～5歳)	①量の見込み	1,064	1,044	1,025	1,004	984
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	77	75	74	72	71
		上記以外	987	969	951	932	913
		②確保の内容	1,031	1,044	1,025	1,004	984
		特定教育・保育施設	924	966	966	966	966
		特定地域型保育事業		0	0	0	0
		認可外保育施設 ※3	6	6	6	6	6
		上記以外の確保方策 ※4	101	72	53	32	12
		②-①	▲ 33	0	0	0	0
		(②+A) -① ※5	▲ 33	0	0	0	0
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	①量の見込み	846	838	826	814	803
		②確保の内容	803	832	832	832	832
		特定教育・保育施設	770	799	799	799	799
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設 ※3		33	33	33	33	33	
上記以外の確保方策 ※4		0	0	0	0	0	
②-①		▲ 43	▲ 6	6	18	29	
3号 (保育の必要性あり) (0歳)		①量の見込み	206	204	201	198	195
		②確保の内容	191	198	198	198	198
		特定教育・保育施設	186	193	193	193	193
	特定地域型保育事業						
	認可外保育施設 ※3	5	5	5	5	5	
上記以外の確保方策 ※4							
②-①	▲ 15	▲ 6	▲ 3	0	3		
3号 (保育の必要性あり) (1・2歳)	①量の見込み	640	634	625	616	608	
	②確保の内容	612	634	634	634	634	
	特定教育・保育施設	584	606	606	606	606	
	特定地域型保育事業						
	認可外保育施設 ※3	28	28	28	28	28	
上記以外の確保方策 ※4							
②-①	▲ 28	0	9	18	26		
	量の見込みの算定に当たっての考え方	国の手引きを参考にしつつ、実際の利用状況を勘案し補正した見込量です。					
	備考						

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上とすること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上すること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合